

令和2年度第2回定期理事会及び経営審議会議事録

理事会及び経営審議会（以下「理事会等」という。）への上程があったものとみなされる日

令和2年11月20日

理事会等の決議があったものとみなされる日

令和2年11月27日

理事会等の決議があったものとみなされた事項の提案者

理事長 藤澤 毅

理事会等の決議があったものとみなされた事項

議案第1号 公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の改正について

議案第2号 公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の改正について

議案第3号 令和2年度第1次補正予算（案）について

議案第4号 令和3年度職員人事方針について

議事録の作成に係る職務を行った役員

理事長 藤澤 毅

議決権を有する理事及び委員（以下「理事等」という。）の数 8名

同意した理事等の総数 8名

議案第1号 公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の改正について

公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の改正について、別添（案）のとおりである。

議案第2号 公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の改正について

公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の改正について、別添（案）のとおりである。

議案第3号 令和2年度第1次補正予算（案）について

令和2年度第1次補正予算について、別添（案）のとおりである。

議案第4号 令和3年度職員人事方針について

令和3年度職員人事方針について、別添（案）のとおりである。

令和2年11月20日、理事長藤澤毅が理事等に対して、上記のとおり、議案第1号
公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の改正について、議案第2号公立大学法人尾道市立

大学教職員給与規程の改正について、議案第3号令和2年度第1次補正予算(案)について、及び議案第4号令和3年度職員人事方針について提案書を発し、当該提案について令和2年11月27日までに理事等から書面により同意の意思表示を得たので、定款第16条第1項第3号、5号及び6号並びに第20条第1項第3号、5号及び6号に規定する審議事項について、当該提案を承認可決する旨の理事会等の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会等への上程及び決議があったものとみなされた事項を明らかにするため、この議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が次に記名押印する。

令和2年11月27日

広島県尾道市久山田町1600番地2
公立大学法人尾道市立大学 理事会及び経営審議会

議長 藤澤 肇